

1 議案名

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部
を改正する規則について

2 提案理由

給与制度のアップデートに伴い、国の通勤手当制度とその運用が改正
され、平均一箇月当たりの通勤所要回数の算出方法が改められたことに
鑑み、パートタイム会計年度任用学校職員の取扱いについても改める必
要がある。

教 職 員 課

1 規則改正の理由

給与制度のアップデートに伴い、国の通勤手当制度とその運用が改正され、平均一箇月当たりの通勤所要回数の算出方法が改められたことに鑑み、パートタイム会計年度任用学校職員の取扱いについても改める必要がある。

2 規則改正の内容

パートタイム会計年度任用学校職員の「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を算出するに当たっての端数処理方法を以下のとおり改める。

改正前：一週間当たりの勤務日数×5.2÷1.2（一未満の端数切り捨て）

改正後：一週間当たりの勤務日数×5.2÷1.2（小数点以下一位未満の端数切り上げ）

3 施行期日等

公布の日から施行（令和7年4月1日（国の運用改正日）適用）

条 例 等 立 案 表

題 名 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則		課（室）名 教 職 員 課
提 案（制定） 理 由 国家公務員について、通勤手当に係る一箇月当たりの平均通勤所要回数算出方法が改められたことに鑑み、会計年度任用学校職員の費用弁償について所要の改正を行う必要がある。		担当者名 高 橋 道 和
あらまし 一 パートタイム会計年度任用学校職員の平均一箇月当たりの通勤所要回数を算出する場合において、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げることとした。 二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。		電話番号 三 一 二 六
関係法規		
予算上の措置		
法令審査会 要 ・ 否	パブリックコメント 実施 ・ 省略 ・ 対象外	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表第八条第一項第二号の項中「一未満」を「小数点以下一位未満」に、「切り捨てた」を「切り上げた」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
（費用弁償の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された費用弁償は、改正後の規則の規定による費用弁償の内払とみなす。

改 正 案		第二十六条 前条及び次条に定めるもののほか、条例第二十三条第一項の規定による費用弁償（以下「通勤費用弁償」という。）の支給については、通勤手当の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一七）（第八条の二、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十七条の四第二項を除く。）の規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(略)		
第八条第一項第一号	交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）	パートタイム会計年度任用学校職員
第八条第一項第二号	交替制勤務者等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分	パートタイム会計年度任用学校職員にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分（一週間当たりの勤務日数に五十二を乗じ、その数を十二で除して得た数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げた数）の回数分をいう。）

現 行		第二十六条 前条及び次条に定めるもののほか、条例第二十三条第一項の規定による費用弁償（以下「通勤費用弁償」という。）の支給については、通勤手当の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一七）（第八条の二、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十七条の四第二項を除く。）の規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(略)		
第八条第一項第一号	交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）	パートタイム会計年度任用学校職員
第八条第一項第二号	交替制勤務者等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分	パートタイム会計年度任用学校職員にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分（一週間当たりの勤務日数に五十二を乗じ、その数を十二で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）の回数分をいう。）